

出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する 産業雇用安定助成金

雇用維持支援コース

経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小(※)を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主)
- ② 当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)

令和5年
6月26日
改正!!

※ 最近3か月間の月平均値が前年同期及び2019年同期に比べていずれも5%以上減少していること

助成率・助成額

■出向初期経費 ※ 出向先事業主は1年度当たり上限500人まで

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの出向に要する初期経費の一部が助成されます。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額	各5万円/1人当たり(定額)	

■出向復帰後の訓練(OFF-JT)に対する助成

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練(OFF-JT)を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。

経費助成	実費(一人当たり上限30万円)
賃金助成	1人1時間あたり900円(上限600時間)

■出向運営経費 ※ 出向先事業主は1年度当たり上限500人まで

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
グループ企業内出向	2/3	1/2
上限額	12,000円/日・人	

■支給期間の延長(出向者一人当たり)

原則

最長1年(365日)

延長

最長2年(730日)

延長希望日の3か月前から前日までの間に「延長届」の提出が必要

受給までの流れ



令和5年
6月26日
改正!!

支給要件の見直しについて

- (1) 出向元事業主への雇用量要件の追加(従来の出向先事業主への雇用量要件からの追加)
 - ① 計画届提出日の属する月の前年同月から前月までの全期間で新たに雇用保険被保険者となった者がいないこと
 - ② 計画届の出向期間中に新たに雇用保険被保険者となった者がいないこと
 - ③ 計画届提出日の属する月の前月の前年同月における月末現在の雇用保険被保険者数が、当該前年同月から前月までの各月と比較して、いずれの月も増加していないこと
- (2) 出向先事業所が、計画届提出日時点で会社設立した日の翌日から1年以上経過していること(個人事業主も同様)